

写

広島県和服裁縫業最低工賃の改正決定に係る関係家内労働者
及び関係委託者の意見聴取に関する公示

広島地方労働審議会一般公示第1号

広島県和服裁縫業の最低工賃の改正決定について調査審議を行うに
当たり、家内労働法（昭和45年法律第60号）第11条第1項の規定に
基づき、意見を聴取するので、広島県の区域内の関係家内労働者又は
これに委託をする委託者であって意見を述べようとする者は、その意
見を別紙様式により令和7年2月12日までに、広島地方労働審議会
（広島市中区上八丁堀6番30号、広島労働局労働基準部賃金室内）あ
て提出されたい。

令和7年1月29日

広島地方労働審議会

会長 野北 晴子

意見書

令和7年1月29日貴会が家内労働法第11条第1項の規定に基づき
公示した広島県和服裁縫業最低工賃の改正決定について、下記のとおり
意見を提出する。

記

令和7年 月 日

提出者

住 所

氏 名

職 業

広島地方労働審議会

会長 野北 晴子 殿